

ねんきん

特 集

およこし ム報

横越村の国民年金被保険者数

2,283人

強制加入
任意加入

2,015人
268人

昭和55年5月15日発行
横越村役場

……(((年金には油断は禁物)))……

特例納付の締切りは、あと1カ月で終ります

六月三十日が期限

特例納付の期限はことしの六月三十日です。

あと一ヶ月にせまりました。
この特例納付は、国民年金に当然加入していない
ければならなかつたのに加入していかつたり
保険料を長いことかけ忘れていたために、将来
老令年金を受けられない人について、滞納して
いる保険料をかければ年金権をよみがえさせる
もので、これが最後の機会になります。

みなさんのなかには、特別納付で、年金権を
復活させて将来に備えたいのだが、保険料が一
ヵ月につき四、〇〇〇円と負担が大きく、その
資金の都合がつかなくなつて……と思案されて
いる方はいませんか。

貸付制度もあります

県ではこのような方に特例納付の資金を貸出
す制度を行っています。
この貸付制度は、県の社会福祉協議会が行つ
ている世帯更生資金と県費貸付金の二つの資金
を合わせて、ひとり五十万円まで貸付けるもの
です。

受付期間は、

五月三十一日ま
でとなつていま
す。

また、申込み
問い合わせは役場
社会福協議会
事務局です。

なお、特例保
険料をかけるこ
とのできる方は
明治四十四年四
月二日以降に生まれた方、当然加入期間のある
人です。

貸付けを希望される方は、早めに申込むよう
にいたしましょう。



国民年金の免除制度

ご存じですか？

ただいま、昭和五十五年度分（昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで）の国民年金保
険料の免除申請を受け付けています。

国民年金の保険料免除とは

免除を受けると年金権は？

- ①失業して所得がない。
- ②火災や風水害などにあい、被害をうけた。
- ③家計が苦しい……などの事情で保険料を納め
ることが難しいと認められる人に、その年金
の保険料の納付を免除する制度です。

免除を受けた期間は「保険料の滞納」ではあ
りませんから年金権は確保されますが、老齢年
金や寡婦年金をうける時には、この期間の年金
額は保険料を納めた場合の10%と計算され、どう
しても不利になります。

二十歳になると
特別児童扶養手当から
障害福祉年金に

特別児童扶養手当の支給対策となつていていた者
が二十歳に達したときは障害福祉年金の受給者
となりますので「障害福祉年金認定請求書」を
次のものを持って役場国民年金係へ提出してく
ださい。



免除を希望される人は「保険料免除申請書」
を七月三十一日までに印鑑持参のうえ役場国民
年金係へ提出してください。
その申請の内容が免除の基準に該当した場合
後生活にゆとりがで
きたらぜひ追納するよ
うに心掛けましょう。

- (1)印鑑
- (2)特別児童扶養手当証書
- (3)公的年金を受けている場合はその証書
- (4)請求手続に係る手数料

國民年金
移動

相談

無年金者、解消のために、国民年金移動相談所を開設いた
します。
国民年金未加入者だけでなく、年金の話を聞きたい人、相
談のある人はぜひおいでください。

講師 新潟社会保険事務所
佐藤年金専門官 風岡事務官

会場 横越村公民館
期日 五月二十七日（火）午前九時より十二時まで

たれでも
たまなんよ！

七十歳になればだれでも老齢福祉年金をもらえると思
つている人が多くあります。
そこで老齢福祉年金が受けられる要件をお知らせしま
す。

福祉年金が受けられる要件

(1)明治四十四年四月一日までに生まれた人が七十歳に達
したとき。
(法80Ⅱ)
(2)大正五年四月一日までに生まれた人であって、国民年
金の保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を
合算した期間が次の表の下欄に掲げる期間をこえる人
が、七十歳に達したとき。
(法80の2-1)

生年月日	期間
明治四十五年四月一日までに生まれた人	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日	五年
までに生まれた人	六年
大正二年四月二日から大正三年四月一日まで	六年
に生まれた人	七年
大正三年四月二日から大正五年四月一日まで	七年
に生まれた人	七年

（法79の2-II・80Ⅲ）